

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 漁船法に基づく立入検査証票の交付  
建設業者の変更登録
- 右同 建設業者の登録まつ、消  
公営住宅法に基づく公聴会の開催  
肥料の登録

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十三号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二十八条に  
基づく立入検査証票を昭和二十八年八月一日次のとおり交  
付した。

昭和二十八年八月四日

### 立入検査 証票番号

- | 氏名      | 職名   | 勤務所     |
|---------|------|---------|
| 一 大西 秀人 | 事務吏員 | 水産課     |
| 三 西村 一郎 | 〃    | 東部地方事務所 |
| 四 橋井 眞実 | 技術吏員 | 中部      |
| 五 大谷 義信 | 〃    | 西部      |

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

### 鳥取県告示第三百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定に  
よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十  
八年七月十四日変更登録した。

昭和二十八年八月四日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名  
 鳥取県知事登録 (ろ)第一三〇号 昭和二十七年 生田組 旧 西伯郡成実村大字奈喜良 生田善藏  
 新 米子市加茂町二丁目六

鳥取県告示第三百四十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年七月二十三日変更登録した。

昭和二十八年八月四日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (ろ)第一二七号 昭和二十七年 扶双組 新旧 鳥取市御弓町二七 鳥取市元鑄物師町八二の二 水口源三郎

昭和二十七年 六月二十五日

扶双組

新旧 鳥取市御弓町二七 鳥取市元鑄物師町八二の二

水口源三郎

〃 第二六〇号 昭和二十八年 八瀬川組 新旧 八頭郡國中村大字米岡五四七 八頭郡家町大字河原駅前五 八瀬川兼松

昭和二十八年 四月二十一日

八瀬川組

新旧 八頭郡國中村大字米岡五四七 八頭郡家町大字河原駅前五

八瀬川兼松

鳥取県告示第三百四十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年八月四日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ)第一〇八号 昭和二十七年 角和組 鳥取市二階町二丁目 五臓田ビル内 青柳 壽久 昭和二十八年 六月十五日

昭和二十七年 六月五日

角和組

鳥取市二階町二丁目 五臓田ビル内

青柳 壽久

昭和二十八年 六月十五日

鳥取県告示第三百四十七号

鳥取市立川町二丁目に設置した県営住宅の家賃の値上について公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十三条第二項の規定により次のように公聴会を開催する。

昭和二十八年八月四日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 木

武

一 日時 昭和二十八年八月八日 午前十時

二 場所 鳥取市西町 県立図書館講堂

三 議案 県営住宅の家賃の値上について

鳥取県告示第三百四十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和二十八年八月四日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 木

武

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 吹金

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量(%) 窒素全量—磷酸全量—加里全量	住 生 産 者 名
鳥取県 第二〇三号	五、〇菜種油粕	五、〇 二、〇 一、〇	八頭郡船岡町船岡二一〇九 吹上ゆき子